

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債務者 大阪市生業資金貸付基金条例（昭和39年大阪市条例第19号）に基づき本市が行った生業資金の貸付け150件に係る各債務者
- 2 債権の内容 生業資金の貸付金債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる放棄の理由ごとに当該各号の表に掲げる生業資金の貸付金債権に係る未償還の元本の額及び未払の利息の額の合計金35,205,263円

(1) 当該債権の消滅時効の期間が経過しており、かつ、債務者に差し押さえることができる財産がないため

	貸付けを行った日	未償還の元本の額	未払の利息の額
1	昭和51年12月6日	金190,000円	金14,551円
2	昭和51年12月22日	金140,000円	金11,680円
3	昭和53年12月25日	金100,000円	金5,840円
4	昭和54年7月17日	金300,000円	金17,520円
5	昭和54年7月17日	金150,000円	金8,760円
6	昭和54年12月21日	金300,000円	金17,520円
7	昭和55年12月15日	金300,000円	金17,520円
8	昭和55年12月24日	金173,280円	金10,119円
9	昭和56年12月21日	金123,280円	金10,119円
10	昭和59年12月17日	金300,000円	金17,520円
11	昭和61年12月17日	金300,000円	金17,520円
12	昭和61年12月17日	金300,000円	金17,520円
13	昭和61年12月17日	金190,000円	金11,096円

14	昭和61年12月25日	金100,000円	金5,840円
15	昭和63年 6 月 1 日	金150,000円	金8,760円
16	平成 2 年12月17日	金300,000円	金17,520円

(2) 当該債権の消滅時効の期間が経過しており、かつ、強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるため

	貸付けを行った日	未償還の元本の額	未払の利息の額
1	昭和50年12月15日	金180,000円	金11,180円
2	昭和51年 7 月 17 日	金260,000円	金12,002円
3	昭和52年 7 月 15 日	金300,000円	金17,520円
4	昭和52年12月12日	金140,000円	金6,481円
5	昭和53年12月15日	金225,000円	金13,140円
6	昭和53年12月21日	金186,640円	金10,899円
7	昭和54年 7 月 17 日	金300,000円	金17,520円
8	昭和54年 7 月 17 日	金250,000円	金11,178円
9	昭和54年10月17日	金130,000円	金8,760円
10	昭和54年12月21日	金300,000円	金17,520円
11	昭和55年12月15日	金300,000円	金17,520円
12	昭和56年 8 月 11 日	金220,000円	金12,264円
13	昭和57年 7 月 17 日	金300,000円	金17,520円
14	昭和57年12月29日	金186,000円	金10,862円
15	昭和58年12月23日	金270,000円	金17,520円
16	昭和59年11月 2 日	金290,000円	金16,936円
17	昭和60年 1 月 10 日	金144,752円	金7,880円
18	昭和60年 7 月 17 日	金290,000円	金16,936円
19	昭和61年 7 月 17 日	金300,000円	金17,520円
20	昭和61年12月17日	金300,000円	金17,520円
21	昭和61年12月17日	金290,000円	金16,936円
22	昭和63年12月16日	金300,000円	金17,520円
23	昭和63年12月16日	金170,000円	金8,684円

24	昭和63年12月20日	金117,000円	金11,165円
25	平成2年12月17日	金300,000円	金17,520円
26	平成3年12月17日	金300,000円	金17,520円
27	平成3年12月17日	金300,000円	金17,520円
28	平成4年7月17日	金300,000円	金17,520円
29	平成5年12月20日	金300,000円	金17,520円

(3) 当該債権の消滅時効の期間が経過しており、かつ、債務者についてその所在及び差し押さえることができる財産の有無が不明であるため

	貸付けを行った日	未償還の元本の額	未払の利息の額
1	昭和45年8月15日	金110,000円	金8,760円
2	昭和45年8月27日	金108,000円	金8,409円
3	昭和45年10月16日	金140,000円	金8,760円
4	昭和47年11月17日	金280,000円	金17,520円
5	昭和47年12月22日	金134,000円	金8,409円
6	昭和50年12月15日	金270,000円	金16,281円
7	昭和50年12月15日	金240,000円	金10,798円
8	昭和50年12月15日	金238,000円	金16,053円
9	昭和51年7月17日	金280,000円	金16,936円
10	昭和51年7月17日	金200,000円	金11,683円
11	昭和51年7月17日	金177,000円	金5,581円
12	昭和51年8月5日	金110,000円	金5,674円
13	昭和51年11月15日	金150,000円	金6,588円
14	昭和51年12月6日	金256,000円	金16,994円
15	昭和51年12月6日	金230,000円	金13,184円
16	昭和51年12月6日	金230,000円	金12,112円
17	昭和51年12月11日	金160,000円	金0円
18	昭和51年12月20日	金150,000円	金8,760円
19	昭和51年12月22日	金190,000円	金11,680円
20	昭和51年12月22日	金100,000円	金5,840円

21	昭和52年 1月25日	金280,000円	金16,352円
22	昭和52年 2月23日	金150,000円	金8,760円
23	昭和52年 3月23日	金150,000円	金8,760円
24	昭和52年 7月15日	金300,000円	金17,520円
25	昭和52年 7月15日	金260,000円	金15,184円
26	昭和52年 7月15日	金255,000円	金14,892円
27	昭和52年 7月15日	金166,000円	金12,275円
28	昭和52年 7月15日	金160,000円	金10,512円
29	昭和52年 7月28日	金270,000円	金15,768円
30	昭和52年11月15日	金200,000円	金6,813円
31	昭和52年12月23日	金200,000円	金11,680円
32	昭和52年12月23日	金200,000円	金11,680円
33	昭和52年12月23日	金100,000円	金5,840円
34	昭和53年 7月17日	金273,000円	金15,943円
35	昭和53年 8月 8日	金240,000円	金14,016円
36	昭和53年 8月 8日	金170,000円	金10,069円
37	昭和53年12月15日	金300,000円	金17,520円
38	昭和53年12月15日	金237,000円	金9,521円
39	昭和53年12月15日	金205,000円	金11,972円
40	昭和53年12月15日	金177,000円	金12,627円
41	昭和53年12月21日	金300,000円	金17,520円
42	昭和53年12月21日	金180,000円	金11,680円
43	昭和53年12月21日	金160,000円	金11,680円
44	昭和53年12月25日	金100,000円	金5,840円
45	昭和54年 2月26日	金150,000円	金8,760円
46	昭和54年 7月17日	金300,000円	金17,520円
47	昭和54年 7月17日	金287,000円	金17,479円
48	昭和54年 8月 7日	金170,000円	金15,203円
49	昭和54年12月20日	金300,000円	金17,520円
50	昭和54年12月21日	金300,000円	金17,520円

51	昭和54年12月21日	金290,000円	金16,936円
52	昭和54年12月21日	金280,000円	金14,404円
53	昭和54年12月22日	金200,000円	金11,680円
54	昭和54年12月22日	金200,000円	金11,680円
55	昭和54年12月22日	金200,000円	金11,680円
56	昭和54年12月22日	金180,000円	金16,360円
57	昭和54年12月22日	金120,000円	金11,680円
58	昭和54年12月22日	金100,000円	金5,840円
59	昭和55年 7月17日	金300,000円	金17,520円
60	昭和55年12月15日	金250,000円	金15,804円
61	昭和55年12月15日	金182,000円	金10,628円
62	昭和55年12月15日	金150,000円	金8,760円
63	昭和55年12月25日	金200,000円	金11,680円
64	昭和55年12月25日	金200,000円	金11,680円
65	昭和56年12月18日	金300,000円	金17,520円
66	昭和56年12月18日	金300,000円	金17,520円
67	昭和56年12月18日	金300,000円	金17,520円
68	昭和56年12月18日	金280,000円	金17,520円
69	昭和56年12月18日	金220,000円	金11,729円
70	昭和56年12月19日	金100,000円	金5,840円
71	昭和57年 7月17日	金180,000円	金10,512円
72	昭和57年 7月17日	金159,000円	金2,881円
73	昭和57年 7月17日	金110,000円	金4,390円
74	昭和57年12月18日	金150,000円	金 0 円
75	昭和57年12月25日	金160,000円	金10,512円
76	昭和57年12月29日	金151,384円	金9,330円
77	昭和58年 8月31日	金190,000円	金11,680円
78	昭和59年 6月29日	金300,000円	金17,520円
79	昭和60年 7月17日	金300,000円	金17,520円
80	昭和60年 7月17日	金300,000円	金17,520円

81	昭和60年 7月17日	金300,000円	金17,520円
82	昭和60年 7月17日	金300,000円	金17,520円
83	昭和60年 7月17日	金300,000円	金17,520円
84	昭和60年 9月11日	金300,000円	金17,520円
85	昭和60年 9月11日	金289,700円	金16,918円
86	昭和60年 9月20日	金240,000円	金17,520円
87	昭和61年12月17日	金300,000円	金17,520円
88	昭和61年12月17日	金264,000円	金15,417円
89	昭和62年 9月21日	金250,000円	金14,600円
90	昭和62年10月 9日	金250,000円	金14,600円
91	昭和62年12月16日	金280,000円	金16,352円
92	昭和63年 9月14日	金250,000円	金14,600円
93	昭和63年12月16日	金160,000円	金9,558円
94	昭和63年12月16日	金100,000円	金2,681円
95	平成元年12月15日	金300,000円	金17,520円
96	平成 2年 7月17日	金300,000円	金17,520円
97	平成 2年 7月31日	金171,410円	金 0 円
98	平成 2年 7月31日	金106,280円	金 0 円
99	平成 3年12月17日	金300,000円	金17,520円
100	平成 4年 9月30日	金230,000円	金13,432円
101	平成 4年12月17日	金300,000円	金17,520円
102	平成 5年 7月20日	金100,000円	金11,103円
103	平成 5年12月20日	金300,000円	金17,520円
104	平成 5年12月20日	金158,250円	金961円

(4) 当該債権の消滅時効の期間が経過しており、かつ、債務者が当該債権につき消滅時効を援用する蓋然性が高いため

	貸付けを行った日	未償還の元本の額	未払の利息の額
1	昭和60年 2月22日	金120,000円	金7,063円

平成26年5月14日提出

大阪市長 橋下徹

説明

本市が行った生業資金の貸付け150件に係る各債務者に対する生業資金の貸付金債権を放棄するため、この案を提出する次第である。